

4. 沖縄の振興等

●沖縄におけるガソリン税（揮発油税・地方揮発油税）に係る軽減措置〔継続〕

＜税目＞（国 税）ガソリンに係る税（揮発油税・地方揮発油税）

概要及び要望内容

沖縄の県民生活及び産業経済の安定を図るため、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」等に基づき、平成24年5月まで、沖縄における揮発油税及び地方揮発油税について軽減措置（1キロリットル当たり7千円軽減）を講じることとされている。

これにより沖縄県内のガソリン価格が本土と同程度の価格に抑制されるとともに、本軽減措置を前提に沖縄県が実施する「石油製品輸送等補助事業」により、沖縄県内の本島・離島間の価格差是正が図られている。

平成22年度税制改正において、暫定税率の廃止など揮発油に関連した税制改正が行われた場合においても、現行の軽減措置を継続できるよう必要な措置を講じる。

（参考）現行の沖縄のガソリン税の軽減措置について

○ 沖縄地区

揮発油税率：	42,277 円／kℓ
地方揮発油税率：	<u>4,523 円／kℓ</u>
合計：	46,800 円／kℓ

○ 全 国

揮発油税率：	48,600 円／kℓ
地方揮発油税率：	<u>5,200 円／kℓ</u>
合計：	53,800 円／kℓ

沖縄のガソリン税に係る軽減措置《継続》①

軽減措置の概要

沖縄の県民生活や産業経済の安定のため、ガソリン税の軽減措置を講じている。
《暫定税率：53.8円／㍑(本則税率：28.7円／㍑)》 ⇔ 《沖縄の軽減税率：46.8円／㍑》

- 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(第80条)
沖縄県における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、揮発油税等の軽減措置を政令により定めることができる。

軽減措置の役割

県民生活・産業経済の安定

ガソリン価格を抑制し、沖縄の県民生活の安定を確保、産業基盤を強化

- ▶沖縄の1人当たり県民所得は全国の約7割(最下位)
- ▶沖縄の家計消費支出に占めるガソリン代の割合は全国平均の約1.5倍

沖縄が抱える特殊事情等への対応

沖縄県内の価格格差の是正

沖縄の離島は東西約1,000kmの広大な海域に点在し、輸送コストが大きい
東西約1,000kmの広大な海域(本州と比べると東京都を中心)に東北から中国地方までが入る範囲)に約160の島々(うち有人島は49島)が点在(離島面積は国土の45%)

国税による軽減措置

沖縄における揮発油税等の軽減措置を実施し、ガソリン価格を本土並みに抑制することによって、沖縄の特殊事情に対応

<現在の適用税率>
沖縄：46.8円／㍑(7円／㍑の軽減)
本土：53.8円／㍑

<軽減の効果(ガソリン価格)>

沖縄：121.0円／㍑
全国：123.0円／㍑
(注)H21.4～100のレギューガソリンの平均価格(石油情報センター調査)

石油製品輸送等補助事業

揮発油税等(国税)の軽減措置を前提に、1.5円／㍑の石油價格調整税(県税)を徴収し、県内離島への輸送経費補助を実施

<補助事業額>
年間 約8.5億円の補助を実施
離島への輸送経費の99.8%を補助

<補助事業の効果>
離島の方がソリントン価格を2.4～26.5円／㍑軽減

沖縄のガソリン税に係る軽減措置《継続》②

暫定税率廃止の際に軽減措置がなくなった場合

・本土とのガソリンの価格差が発生

- 暫定税率廃止による減税効果が減殺され、本土ほど価格が下がらない
<減税効果：本土▲25.1円／㍑⇒沖縄▲18.1円／㍑>
- 沖縄のガソリン価格が本土に比べて割高になり**地理的不利性**が拡大
- **本土との産業競争力**が低下（製造業、観光など）

・沖縄本島と離島間のガソリン価格の格差が拡大

- 軽減措置を前提に実施される県内離島への輸送費補助の継続が困難
- 離島によつては、**現在よりもガソリン価格が上昇**
<南・北大東島では、7円／㍑程度の上昇>



沖縄のガソリン税の軽減措置の継続の必要性

●試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度〔創設〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税

（地方税）法人住民税、事業税

概要

試験研究等を目的とする独立行政法人について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、独立行政法人の国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進するため、法人税、所得税の特例措置について、創設を要望する。

なお、独立行政法人整理合理化計画 (H19.12.24 閣議決定) で、独法の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化を盛り込んだところであり、これを税制面から促進する必要がある。

また、研究開発力強化法 (H20.10.20 施行) で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が緊急の課題となっている。

要望内容

国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと等を業務とする独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附金について、他の試験研究等を目的とする独立行政法人とともに、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。

＜試験研究独法所管省庁共同要望（文部科学省が取りまとめ予定）＞

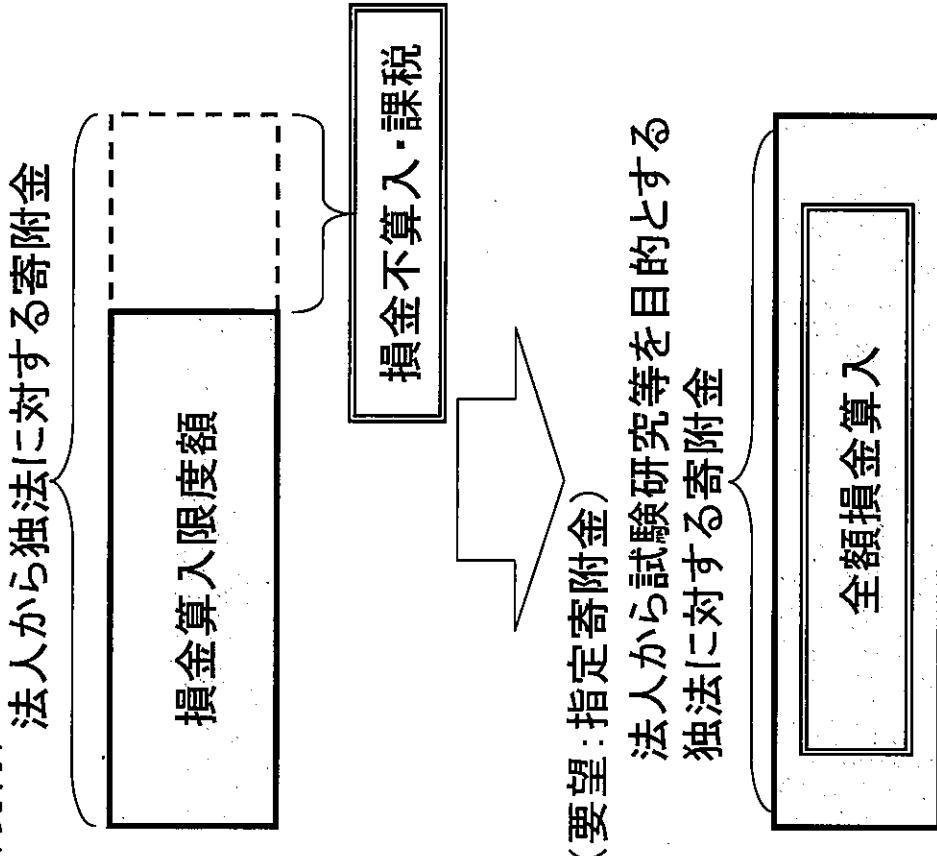
試験研究等を目的とする独法に係る指定寄附金制度の創設について

試験研究等を目的とする独法に係る指定寄附金制度を創設し、研究開発に必要な資金収入の拡充を図ることにより、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。

(法人が行う寄附に対する課税の取扱い)

寄附金の種類	損金算入額
国・地方公共団体 に対する寄附金	全額
指定寄附金	(注1)独立行政法人は特定公益増進法人に指定されている (注2)損金算入限度額 (所得金額の5.0% + 資本金等の額の0.25%) × 1/2 * 平成20年度に、2.5%→5.0%に引上げ * なお、上記限度額は一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で認められる

(現行)
(法人から独法に対する寄附金)



(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構についても、他の試験研究等を目的とする独法とともに、全額損金算入でき
る指定寄附金に指定する制度の創設を要望する。(※本件については「研究開発力強化法」の別表に掲げられた32法人((独)沖縄
科学技術研究基盤整備機構を含む)の所管府省が並行して要望を実施(全体の取りまとめは文部科学省を予定)。)